

○松戸市病児・病後児保育事業実施規則

平成9年6月30日

松戸市規則第46号

改正 平成10年3月31日規則第37号
平成15年2月28日規則第9号
平成16年3月19日規則第12号
平成20年9月30日規則第54号
平成21年3月31日規則第8号
平成27年6月30日規則第57号
平成28年2月29日規則第4号
平成29年12月26日規則第69号

(目的)

第1条 この規則は、病気の回復期に至らない児童及び病気回復期にある児童に対し、集団保育等が困難な期間における一時的な保育サービスを提供することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「病児・病後児保育」とは、病気の回復期に至らず、及び病気回復期にある児童に対し行う保育サービスであって集団保育等が困難な期間における一時的なものをいう。

2 この規則において「病後児保育」とは、病気回復期にある児童に対し行う保育サービスであって集団保育等が困難な期間における一時的なものをいう。

3 この規則において「実施施設」とは、病院、診療所又は保育所等に付設された施設であって、病児・病後児保育又は病後児保育を提供する施設として市長が指定した施設をいう。

(対象児童)

第3条 病児・病後児保育又は病後児保育の利用対象となる児童は、次の各号のいずれにも該当する児童とする。

- (1) 病児・病後児保育にあつては病気又は病気回復期であること、病後児保育にあつては病気回復期であること。
- (2) 医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があることから集団保育が困難であること。
- (3) 生後57日目以後であること。
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第1号に規定する乳児、同項第2号に規定する幼児又は小学校に就学している者であること。
- (5) 次のいずれかに該当すること。

ア 教育・保育施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。）で教育又は保育を受けている児童であること。

イ 地域型保育（子ども・子育て支援法第7条第5項に規定する地域型保育をいう。）により保育を受けている児童であること。

ウ ア又はイに該当しない児童（市内に住所を有するものに限る。）であつて、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭その他社会的にやむを得ない事由により一時的に家庭における保育が困難になるもの（利用定員）

第4条 病児・病後児保育又は病後児保育を行う実施施設の利用定員は、1日につき9人を上限とし、施設ごとに市長が定める。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、利用定員を変更することができる。

（保育時間等）

第5条 病児・病後児保育又は病後児保育の保育時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該保育時間又は休日を変更することができる。

- (1) 保育時間 午前8時から午後7時（土曜日にあつては、午後0時30分）まで
- (2) 休日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(利用期間)

第6条 病児・病後児保育又は病後児保育の利用期間は、7日以内とする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、当該利用期間を延長することができる。

(送迎対応の実施)

第7条 市長は、実施施設のうち、保育所等から体調不良児の送迎対応を行うことのできる施設（第10条第2項において「送迎対応実施施設」という。）を指定することができる。

2 保育所等から体調不良児の送迎を行う場合には、送迎用自動車に看護師等又は保育士を同乗させなければならない。

3 送迎対応は、原則としてタクシーによるものとする。ただし、やむを得ない事由によりタクシーによる送迎が困難な場合は、この限りでない。

(利用の登録)

第8条 病児・病後児保育又は病後児保育の利用を希望する対象児童の保護者は、あらかじめ松戸市病児・病後児保育事業利用登録票（第1号様式）を市長に提出し、登録を受けるものとする。

2 前項の登録を受けた保護者は、登録票の記載事項に変更があったときは、速やかに松戸市病児・病後児保育事業利用登録事項変更届（第2号様式）により市長に届け出なければならない。

(利用の申請等)

第9条 児童の保護者は、病児・病後児保育又は病後児保育を利用しようとするときは、松戸市病児・病後児保育利用申請書（第3号様式）に松戸市病児・病後児保育室医師連絡票（第4号様式）を添えて申請しなければならない。この場合において、市長は、当該申請書のほか必要と認める書類を提出させることができる。

2 市長は、前項の申請があった場合において実施施設に当該児童の受入れの支障がないときは、速やかに利用決定を行い、松戸市病児・病後児保育利用決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(利用実績の報告)

第10条 実施施設の長は、松戸市病児・病後児保育利用実績報告書（第6号様式）により、毎月の病児・病後児保育又は病後児保育の利用実績を市長に報告しなければならない。

2 送迎対応実施施設の長は、松戸市病児・病後児保育送迎対応実績報告書（第7号様式）により、毎月の送迎対応の利用実績を市長に報告しなければならない。

(費用負担)

第11条 利用者は、病児・病後児保育又は病後児保育の利用に要する費用の一部として別表に定める額を実施施設に納入しなければならない。ただし、利用者の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は市民税の非課税世帯であるときは、この限りでない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日松戸市規則第37号）

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の松戸市乳幼児健康支援ダイサービス事業実施規則第10条の規定は、この規則の施行の日以後の健康支援ダイサービスの利用に係る費用について適用し、同日前までの健康支援ダイサービスの利用に係る費用については、なお従前の例による。

附 則（平成15年2月28日松戸市規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月19日松戸市規則第12号抄）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日松戸市規則第54号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日松戸市規則第8号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月30日松戸市規則第57号）

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年2月29日松戸市規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の松戸市病後児保育事業実施規則の規定により調製した帳票等で、その用紙が現に残存している場合は、当分の間、なお従前の例により使用することができる。

附 則（平成29年12月26日松戸市規則第69号）

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

別表（第10条関係）

区分	保育時間が4時間以内の場合	保育時間が4時間を超える場合
松戸市民	1,200円	1,200円に4時間を超える1時間につき300円を加算した額
松戸市民以外の者	1,800円	1,800円に4時間を超える1時間につき450円を加算した額

備考 保育時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。

(表)

松戸市病児・病後児保育事業利用登録票

年 月 日

(宛先) 松戸市長

申請者氏名 _____

松戸市病児・病後児保育事業を利用したいので、次のとおり登録します。

ふりがな 児童氏名		愛称	性別	生年月日		平熱
			男・女	年	月	日
				歳	か	月
児童の 兄弟関係	氏名	歳	氏名	歳		
	氏名	歳	氏名	歳		
児童の所属	保育園・幼稚園・小学校		電話	()		
かかりつけ の病院名			電話	()		
保護者	ふりがな 氏名	続柄	勤務先名			
	携帯電話		電話： ()	勤務先から当施設までの所要時間 時間 分		
保護者	ふりがな 氏名	続柄	勤務先名			
	携帯電話		電話： ()	勤務先から当施設までの所要時間 時間 分		
自宅	住所 (〒 -)		電話番号 ()			
予防接種						
これまでの 病気						
アレルギー						

※ 保育料免除世帯について 1. 生活保護に該当 する・しない 2. 非課税世帯に該当 する・しない

(裏)

生活習慣	
好きな遊び	
くせ・性格等	
発達上 気になること	
その他	
※施設記入欄	

松戸市病児・病後児保育事業利用登録事項変更届

年 月 日

(宛先) 松戸市長

登録者住所
氏名

病児・病後児保育事業利用登録事項に次のとおり変更がありましたので、届け出ます。

ふりがな 児童氏名		愛称	性別	生年月日	平熱
			男・女	年 月 日 歳 か月	℃
児童の 兄弟関係	氏名		歳	氏名	歳
	氏名		歳	氏名	歳
児童の所属	保育園・幼稚園・小学校			電話 ()	
かかりつけ の病院名				電話 ()	
保護者	ふりがな 氏名	続柄	勤務先名		
	携帯電話		電話: ()		
			勤務先から当施設までの所要時間 時間 分		
保護者	ふりがな 氏名	続柄	勤務先名		
	携帯電話		電話: ()		
			勤務先から当施設までの所要時間 時間 分		
自宅	住所 (〒 -)			電話番号 ()	

変更事項に○印をつけてください。

お子さんの健康面などで追加しておきたい情報がありましたら、何でも書いてください。

No. _____			
松戸市病児・病後児保育利用決定通知書			
年 月 日			
様			
松戸市長			
病児・病後児保育の利用について、次のとおり決定したので通知します。			
ふりがな 児 童 名		生 年 月 日	年 月 日 生 歳 か月
住 所	〒 — : — : —		
ふりがな 保 護 者 名		自 宅 電 話	
通 常 の 保 育 の 状 況	1保育所〔 保育所(園)〕 2幼稚園 3小学校〔 小学校 学年〕 4家 庭 5その他〔 〕	平 常 の 健 康 状 態	1 良 2 発育上心配なこと 〔 〕
利 用 日 及 び 利 用 時 間	年 月		
	日() : ~ :	日() : ~ :	
	日() : ~ :	日() : ~ :	
	日() : ~ :	日() : ~ :	
	日() : ~ :		
利 用 を 希 望 す る 理 由	1 労働 2 職業訓練 3 就学 4 傷病 5 出産 6 事故 7 看護及び介護 8 冠婚葬祭 9 その他()		
施 設 名	施設名称		
備 考			
連絡事項			
1 病児・病後児保育を利用する場合は、この通知書を提示してください。			
2 病児・病後児保育の利用料については、所定の金額を施設に納入していただきます。			
3 申請事項の変更や利用の辞退等については、速やかに施設に連絡してください。 ()			

